

令和6年6月10日（月）午前9時30分より、6月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第3号 あっせん申し出について  
議案第4号 土地改良法第3条第2項の規定による資格交替承認について  
議案第5号 大刀洗町農業委員会処務規程の一部改正について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
報告第2号 農地改良行為届について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和6年7月9日（火） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏  
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司  
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰  
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一  
16番 黒岩末義 17番 平田利雄  
【欠席委員】 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は14番、15番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名14番、15番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外5名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 あっせん申し出について

議案第4号 土地改良法第3条第2項の規定による資格交替承認について

議案第5号 大刀洗町農業委員会処務規程の一部改正について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設が1つずつあるため、第3種農地判断となります。雨水は自然流下により東側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては境界から1m離してバラスをまく計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、申請地の中に電柱や焼却炉が設置されたままのため、始末書付きの案件となっております。45年程前に知人に畑として貸していたそうですが、所有者は遠方のため、電柱や焼却炉の設置について何も聞いておらず、借手も10年以上前に亡くなってしまっていて詳細は不明とのことです。電柱の土地使用料は借手に支払われていたみたいで、その人が亡くなって、口座への振り込みができなくなったことで、口頭のやり取りのみで振り込みが所有者にされるようになり、契約書等は何もないとのことでした。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 これまで隣の土地と合わせて3筆とも同じ人のものだと思ってました。申請者は土地を1つはさんだ所に住んでいますが、元々地元の人ではありません。敷地が家だけでいっぱいいっぱい駐車するスペースがありません。申請地には車1台は止められるでしょう。隣が用水路なので砂利などを落とさないよう話しています。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 ここは洪水は入ったりしませんか。

7番 井手委員 浸かることはないと思います。

6番 久保委員 電柱と焼却炉は始末書を書かされるような問題になるんですか。

事務局 辻 電柱だけでしたらどうなるか分かりませんが、今回は焼却炉も設置されていたため、始末書の提出を求められています。航空写真で確認したところ、平成20年頃までは畑として利用されている様子が確認できましたが、それ以降は耕作放棄地になっていたようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号の説明をお願いします。1番～2番は申請人が同一のため一括で審議をお願いします。

<事務局 議案第2号1番～2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田2筆2,086㎡の売買で1,000,000円です。  
2番は田1筆2,628㎡の売買で600,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 角の農地もまとめて買うという話を聞いてましたがどうなったのでしょうか。

事務局 辻 そちらは今回の申請では出てきておりません。将来買われるのかもしれませんが。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 売買価格が安いのは何か理由があるのでしょうか。

15番 山見委員 申請者は田んぼはいらんのですが、話で買ってくれということになったからみたいです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

議長 柳 続きまして、議案第2号3番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第2号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番は田1筆722㎡の売買で10,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

8番 矢野委員 所有者は農機具を何も持ってなく、家族もいないため、無償でもいいから自分の代で財産を片付けておきたいという話です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、申請人が同一のため一括で審議をお願いします。議案第2号4番～5番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第2号4番～5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 4番は畑1筆50㎡の贈与です。

5番は畑1筆79㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

8番 矢野委員 過去にあっせんが出されていましたが、この農地だけ受け手がいなかったところです。隣の家と一緒に繋がっているため、合わせて貰ってくれることになりました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。関係者は親戚関係ですか。

8番 矢野委員 親戚とかではないはずです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、申請人が同一のため一括で審議をお願いします。議案第2号6番～7

番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号6番～7番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 6番は田1筆716㎡、畑1筆168㎡の売買で600,000円です。

7番は田1筆1,017㎡の売買で500,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

14番 渡邊委員 今の耕作者は作ることができていませんでした。申請者は高齢ですが、息子が農業を引き継いでいるため問題はありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号8番の説明をお願いします

<事務局 議案第2号8番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 8番は田1筆467㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 親の別れのところで、親の時代にお金のやり取りがあったみたいですが、書類を作ってなかったようです。息子の代で正式に譲ることになったようです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号9番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号9番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 9番は畑1筆346㎡の売買で250,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 家の裏の農地で、その人の敷地を通らないと中に入れません。夏のパトロールで現地確認した所の隣です。

議長 柳 耕作面積が0となっていますが、農業経験などは大丈夫ですか。

事務局 辻 農事組合法人の構成員の方に手伝ってもらって耕作されるそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については1,697㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は平田委員と實藤委員の2名にお願いします。  
続きまして2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については686㎡の田1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は久保委員と黒岩委員の2名にお願いします。  
続きまして議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 土地改良法第3条第2項の規定による資格交替承認内容朗読及び説明>

事務局 辻 大刀洗北部土地改良区の事業に参加するため、現在の耕作者が有している土地改良  
事業参加資格を所有者へ変更するために必要な手続きになります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問しま  
す。申請どおり承認していただける方は挙手をお願いします。ありがとうございます  
す。全員賛成で承認相当となりました。  
続きまして議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 大刀洗農業委員会処務規程の一部改正について説明>

事務局 辻 町の7月1日からの機構改革に伴い、規程の見直しを行っております。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それで賛成と思われる委員さ  
んは挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成ということになりました。  
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。  
続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 1番は438㎡の田を70cm盛土する改良行為の届出です。

2番は151㎡の田を1m盛土する改良行為の届出です。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。